

障がい者の医療費の助成 (津市福祉医療費助成制度)

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、通院時医療機関で支払った医療費の自己負担額（保険診療分）が助成されます。

※ 本人及び扶養義務者等の所得制限があります。

➤ 必要書類等

- ① 印鑑（スタンプ印は除く）
- ② 医療保険証
- ③ 預金通帳
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1 級）

※津市で所得及び課税状況の把握できない人（転入した人等）は、住民税所得課税証明書等が必要となります。

➤ 申請先

津市役所保険医療助成課 福祉医療費担当（229-3158）
または 各総合支所市民福祉課（市民課）

生活保護

思いがけない病気や事故など、さまざまな事情により、生活できなくなってしまうことがあります。精一杯努力をしてもなお生活できないときに、一定の基準に従って最低限の生活を保障し、1 日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

➤ 保護の種類

- ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④介護扶助
⑤医療扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助 があります。

➤ 手続き・調査について

生活に困っている人の相談を受け付けています。

保護を受けるには、受けようとする人の申請が必要です。

申請すると担当員（ケースワーカー）が、保護を受けようとする人の家庭や必要な場合には病（医）院などを訪問し、保護の決定に必要な事項について調査します。

また、必要に応じて関係書類を提出・提示してもらうことがあります。

➤ 生活保護費について

同一の住居で一緒に生活している人すべてをひとつの世帯として計算します。国が決めている基準に基づいて世帯の最低生活費を計算し、その金額と、世帯のあらゆる収入とを比べて、その足りない分を保護費として支給します。

➤ 相談・申請先

津市役所 援護課（229-3151）

障害年金

障害とともに人生を歩んでいかなければならなくなったとき、経済的支えとして、障害年金が受給できます。

▶ 受給要件

- * 20歳前や被保険者期間中等に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- * 20歳に達したとき、または障害認定日（初診日から1年6カ月後）において、障害等級表の1級から3級の状態になっていること。
（障害認定日に障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。）
- * 保険料の納付要件を満たしていること。

▶ 申請先

初診日に加入していた年金によって窓口が異なります。

- * 国民年金：津市役所本庁保険医療助成課 管理・年金担当（229-3162）
又は各総合支所 市民福祉課（久居総合支所は市民課）
（第3号被保険者は、津年金事務所）
- * 厚生年金：津年金事務所（228-9120）
- * 共済年金：各共済組合等

▶ 等級

- 1級：他人の助けをかりないと生活ができない状態
- 2級：他人の助けはいらぬが、日常生活がかなり制限を受ける状態
- 3級：制限を受けながらも働ける状態（ある程度の労働ができる状態）
※3級は障害厚生年金、障害共済年金の場合のみ支給

▶ 年金額の目安（年額）

- 1級：983,100円
- 2級：786,500円
- 3級：589,900円

▶ 提出書類等

- ① 年金請求書
- ② 年金手帳
- ③ 戸籍謄本
- ④ 診断書
- ⑤ 受診状況等証明書
- ⑥ 病歴・就労状況等申立書
- ⑦ 通帳
- ⑧ 印鑑

※特別障害給付金：国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方については、福祉的措置として創設されています。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人で、手帳の交付を希望する人に交付されます。
初診日から6ヶ月以上経過していることが必要です。

➤ 必要書類等

- ① 申請書
- ② 医師の診断書又は精神障害を支給事由とする障害年金の年金証書の写し
- ③ 写真（約4cm×3.3cm、1年以内に脱帽して上半身を撮影したもの）
- ④ 印鑑

➤ 有効期限

2年（有効期限の3ヶ月前から更新申請ができます。）

➤ 申請先

津市役所障がい福祉課 または 各総合支所市民福祉課（福祉課）

➤ 津市における優遇措置

| 優遇措置 | 手帳等級 | 内容 | 備考 |
|------------------------------------|---------------|---|--|
| 津市市民プール使用料免除 | 1～3級 | 付添い人のプール使用料が免除 | 本人は通常料金がかかる |
| 津市公営住居入居優先 | 1～2級 | 公募戸数1/3が優先 | 詳しくは、市営住宅課 |
| 津市医療費助成 | 1級 | ①医療機関等で支払った医療費（通院分のみ）の自己負担額（保険診療分）を助成 ②指定医療機関での90日を越える入院治療について、保険診療の自己負担額の1/2を助成 | 所得制限あり |
| | 2級 | ②のみ | 所得制限あり |
| コミュニティーバス | 1～3級 | 手帳の提示をうけた場合は本人と介護者の乗車料金が半額になる | 介護者は1名まで |
| 通院、通学、通園のため、タクシー、自家用車、公共交通機関の交通費助成 | 1～2級 | 利用回数が 月1回の場合 1,000円/月 月2回の場合 2,000円/月 月3回の場合 3,000円/月 月4回以上の場合 4,000円/月 | 市内に住所を有する在宅の方で、本人所得税非課税（ただし、障害児は保護者が非課税）・障害児は、特殊教育就学奨励制度を受けている場合は非適用 |
| 重度心身障害者等介護手当 | 1級 (20歳以上) | 障害者1人につき、月額3,000円 | 障害者と同一の生活を営む常時介護者、所得税非課税世帯（対象外は特障手当、経過福祉手当受給者、施設入所者等） |
| 税制上の優遇措置 | 1～3級 | ・所得税の障害者控除等 ・住民税の障害者控除等 ・利子等の非課税（マル優） ・相続税の障害者控除等 | 詳しくは、税務署 市役所 銀行などの金融機関 税務署 |
| | 1級 | ・贈与税の非課税 ・軽自動車税の減免 ・自動車税又は自動車取得税の減免 | 詳しくは、税務署 市役所 県税事務所 |

| 優遇措置 | 手帳等級 | 内容 | 備考 |
|----------------------|------|--|------------------------------|
| 三重交通株式会社 路線バス | 1～3級 | 手帳の提示をうけた場合は本人の 乗車料金が半額になる | 路線バスに限る |
| 入場料を免除 | 1～3級 | 三重県立美術館 三重県立博物館 斎宮歴史博物館 | 本人及び介護者1名無料 |
| 利用料を免除 | 1～3級 | 鈴鹿スポーツガーデン | 介護者1名無料 サッカー場等を除く |
| | | MAP みえこどもの城 | 本人及び介護者1名無料 |
| 県営住宅の入居優遇 | 1～3級 | 当選率を優遇 | |
| 一部の映画館 | 1～3級 | 入場料減額 | 映画館にておたすねください |
| NTT ふれあい案内利 用料免除 | 1～3級 | 事前に登録すると、NTTの番号案 内(104)が無料で利用できます | |
| 携帯電話の障害者割引 サービス | 1～3級 | 申込をすると、携帯電話の基本使 用料金等のサービスが受けられます | 詳しくは、各電話会社 |
| NHK 放送受信料の免除 | 1～3級 | 手帳を持った方がいる世帯で、か つ、世帯構成員全員の市民税が非 課税の場合は、全額免除 | 免除申請手続きが必要です 詳しくは、NHK 放送局 |
| | 1級 | 1級の手帳を持った方が世帯主 で、受信契約者の場合、半額免除 | |
| 生活保護受給者は障害 者加算が支給 | 1～2級 | 障害年金を受給している場合は年 金証書により、障害年金を受給し ていない場合は障害者手帳(交付 日が初診日から1年6ヶ月経過し ているもの)により認定を行う | 詳しくは、市役所 |

生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者世帯等を対象に、必要な資金の貸し付けを行う

▶生活福祉資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等）
- 福祉資金（生業費、技能習得費等に必要な経費）
- 教育支援資金
- 不動産担保型生活資金活扶助

▶お問い合わせ

津市社会福祉協議会 各支部まで

地域福祉権利擁護制度

認知症の高齢者、知的障がい、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用が一人では困難な方や通帳の管理ができない方、公共料金の支払いができない方等に対して、利用者との契約により次の支援を行います。

➤種類

- ① 福祉サービス利用援助
- ② 日常的金銭管理
- ③ 書類等預り 等

※支援の内容により、利用料がかかることがあります。

➤支援

月～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始は除く）

➤お問い合わせ

津市社会福祉協議会 各支部まで

成年後見制度

判断能力が不十分な方（認知症の高齢者、知的障がい、精神障がいのある方など）が、財産の取引など各種の手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ぶことのないよう法律面や生活面で本人を援助する方を選任し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられます。

身寄りがない、又は、親族等による申立が事情によりできないなどで、成年後見制度の利用ができない方について、市長が本人に代わり申立を行うとともに、経済的な理由から費用負担ができない方には、その費用を助成します。

➤お問い合わせ・申請先

津市役所高齢福祉課（229-3156）

津市役所障がい福祉課（229-3157） または 各総合支所障がい福祉担当

障害福祉サービス








▶ 障害福祉サービスの種類

| | サービス名 | 内容 |
|--------|---------------------------------|---|
| 介護給付 | 居宅介護 (ホームヘルプサービス) | 自宅で生活を営むことができるよう、身体介護（入浴、排せつ、食事など）、家事援助（調理、洗濯及び掃除など）を行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体の不自由な方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出における移動支援などを総合的に行います。 |
| | 同行援護 | 重度の視覚障がい者に、外出時に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援、必要な移動の援護及び排せつ・食事等の介護など援助を行います。 |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| | 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| | 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | 共同生活介護 (ケアホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活又は、社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労継続支援 (雇用型 A 型 非雇用型 B 型) | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 |
| | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| 地域生活支援 | 移動支援事業 | 重度の障害のある方等が社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。 |
| | 日中一時支援事業 | 日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。 |

利用者負担は、1割の負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

※ 介護保険の要介護認定を受けて介護保険サービスを受けることができる場合には、介護保険によるサービスが優先されます。

▶ 利用手続きの流れ

- ① 相談 ・ ・ 障がい福祉課（または各総合支所）や津市障がい者相談支援センターに相談する。

- ② 利用申請 ・ ・ 利用したいサービスが決まったら、障がい福祉課に申請する。

- ③ 認定調査 ・ ・ 心身の状況に関する調査を行う。

- ④ 障害程度区分の認定 ・ ・ ③の調査と医師の意見書に基づいて審査会で障害程度区分の認定を行う。

- ⑤ 支給決定、受給者証交付 ・ ・ 障害程度区分や生活環境、申請者の要望などをもとに、サービスの内容、支給期間などが決まり、『障害福祉サービス受給者証』が交付される。

- ⑥ 事業所へ申込、契約 ・ ・ サービスを利用する事業所を選び、申込、契約を行う。

- ⑦ サービス利用

- ⑧ 利用者負担額の支払 ・ ・ サービスを受けた事業所に利用者負担額を支払う。

※訓練等給付は、④の障害程度区分の認定を行わず、支給決定となります。

▶ 申請先

津市役所障がい福祉課（229-3157） または 各総合支所障がい福祉担当

IV 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で生活するのに、調理や掃除、洗濯などの家事援助や病院の付き添い等の必要な人に、ホームヘルパーが訪問して、日常生活を応援します。

➤ 支援内容

身体介護：食事・入浴・排泄等の介護

家事援助：調理、清掃、生活必需品の買い物等

通院等介助：通院等の際の介助

➤ 申請先

津市役所障がい福祉課 又は 各総合支所市民福祉課

※利用するには、認定調査が必要となります。

➤ 訪問介護事業所

| 事業所名 | 住 所 | 電話番号 FAX |
|---------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| ヘルパーステーション 輝 | 〒514-1101 津市久居明神町 2720-1 サンパルコ A | 059-254-6550 059-254-6551 |
| 実践 津 | 〒514-0834 津市大倉 10 番 21 号 | 059-225-4320 059-225-4323 |
| 居宅介護事業所 聖マッセヤ心豊苑 | 〒514-0076 津市産品字中之谷 732 番の 1 | 059-237-5000 059-237-5078 |
| 久居訪問介護ステーション シルバーケア豊壽園 | 〒514-1118 津市久居新町 3006 ポルタ久居 3F | 059-254-3600 059-254-3601 |
| 津市社協訪問介護事業所 (河芸・芸濃・安濃) | 〒510-0314 津市河芸町浜田 868 | 059-245-8888 059-245-8890 |
| 津市社協訪問介護事業所 (津・香良洲) | 〒514-0027 津市大門 7-15 | 059-213-7111 059-224-6067 |
| 津市社協訪問介護事業所 (久居・美里) | 〒514-1136 津市久居東鷹跡町 20-2 | 059-256-7029 059-254-0324 |
| 津市社協訪問介護事業所 (一志・白山) | 〒515-2603 津市白山町川口 892 | 059-262-7029 059-262-6520 |
| 障がい福祉サービス 居宅介護事業所つくしんぼ | 〒514-0075 津市一色町 240 | 059-228-0715 059-228-0724 |
| 特定非営利活動法人 共同連三重 | 〒514-0022 津市中河原 399-1 | 059-261-2421 059-261-4616 |
| 有限会社 With A Will | 〒514-0831 津市本町 26 番 16 号 | 059-223-4366 059-223-4368 |